

訪問支援での解決事例

事例①

[支援学級の場合]



授業のレベルが、うちの子に合っていないんじゃないかしら？

視察・情報共有

事例②

[通常学級の場合]



子どもが渡してくれないから提出物のことが分からないんだよね…。訪問支援員さんどうしたらいいと思う？

視察・情報共有

先生と保護者の間で、この子の特性の認識に齟齬があるみたい…。

この子の特性に合った授業内容を相談しましょう！

支援・相談

自宅の構造化で解決できそう！

毎日の提出物や持ち物を必ず置いておく場所を家庭内で決めましょう！

ご自宅にも何って、サポートします！

支援・相談

授業の内容を理解して、教室から飛び出すこともなくなったよ！

授業の理解も進んで、学校が楽しくなってきたみたい！

最近忘れ物が減ったわ！保護者もちゃんと見てくれてるみたい！

場所を決めたら、子どもも私もちゃんとチェックができるようになった！

訪問支援員の 子どもの訪問支援

[保育所等訪問支援]

■ 保育所等訪問支援事業とは？

- 児童福祉法に定められた保育所等訪問支援事業の指定に基づく事業です。
- 保育所等を現在利用している方、または今後利用する予定のある方が、保育所等における集団生活の適応の為の専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施するための事業です。
- 0～18歳が対象となります。

ざっくり言うと、
子どもたちが**集団活動**に
なじめるように、
私たち**専門家**が各施設を訪れて
子ども、家庭（保護者）、
施設（先生）を支援します。

■ 訪問先は？

- 小学校、中学校、特別支援学校、高校、専修学校
- 保育所、幼稚園、認定こども園、乳児院、児童クラブ
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

保育所だけが対象ではありません。
子どもたちが集団生活を行う場所なら対象になります！

■ 支援の方法は？

間接支援

授業や保育の様子を**行動観察**し、先生方と**情報交換**を行います。

直接支援

必要に応じて、お子さんの**個別指導**を行います。

訪問支援では、「間接支援」から始めます。先生方との情報交換だけでなく、家庭（保護者）と先生方の間に入り、現状の問題点を解決することで、子どもたちが集団生活を送りやすい環境を作るところから始めます。

